工作物一部使用承認申請書

令和××年××月××日

国土交通省

中国地方整備局長　殿

申請者　住所　　●●県●●市■■町××番

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏名　 ●●　■■

　次のとおり河川法第３０条第２項の承認を申請します。

１　河川の名称　　一級河川●●川水系●●川、●●川及び●●川

２　工作物の名称又は種類　 ■■堰（■■堰改築工事）

（令和××年××月××日付け国中整■■■第××号）

３　使用しようとする工作物の部分　　引き上げ式鋼製ゲート（×門）

※　黒の網掛け部分は、適宜変更若しくは削除することが想定される部分又は注意すべき部分を示す。

※　申請書の宛名（「中国地方整備局長」）の部分には、河川法令又は許可若しくは承認の条件に基づいて工事の完成前における工作物一部使用承認を行うこととされている者の役職名を記載すること。

※　本文中の「河川法第３０条第２項」の部分には、工作物一部使用承認申請の根拠条項を記載すること。したがって、水利使用規則の条項に基づく工作物一部使用承認申請であれば、水利使用規則の関係条項、すなわち、「水利使用規則（令和××年××月××日付け国中整■■■第××号）第××条第×項」と記載し、水利使用以外の許可条件に基づく工作物一部使用承認申請であれば、許可条件の関係条項、すなわち、「許可条件（令和××年××月××日付け国中整■■■第××号の記の２．第×第×項）」と記載すること。

※　１の「河川の名称」の「●●川水系●●川、●●川及び●●川」は水利使用に関係する河川数が３程度である場合を想定しているが、関係河川数が３以上である場合には「●●川等」として差し支えない。

※　２の「工作物の名称又は種類」については、次のとおり記載すること。

・　「■■堰」の部分には、申請の原因となる工作物本体の名称又は種類（使用しようとする工作物の部分の名称又は種類ではなく、工事に係る工作物本体の名称又は種類）を記載すること。ただし、例えば発電所関連工事などのように、一の工事において複数の工作物に係る工事を施行している場合については、「■■施設」などと省略しても良い。

・　（）内の「（■■堰改築工事）」の部分には、申請の原因となる工事名（許可又は承認を受けた際の工事名）を記載すること。

・　「（■■堰改築工事）」の下の（）内の「（令和××年××月××日付け国中整■■■第××号）」の部分には、当該工事の施行に係る処分（河川法の条文上の許可又は水利使用規則の条文上の承認をいう。）を受けた日及び番号を記載すること。

※　３の「使用しようとする工作物の部分」の「引き上げ式鋼製ゲート（×門）」の部分には、２に記載した工作物のうち、申請者が実際に使用しようとする工作物の部分を記載すること。

※　申請書には、河川法施行規則第２０条に定める書類を添付すること。ただし、河川法第３０条第１項の検査対象とならない工作物のうち、水利使用に関するもの以外のものの工事の完成前における工作物一部承認申請であって、かつ、許可条件において別の定めがある場合はこの限りではない。

※　その他申請書の記載にあたっては、河川法施行規則第２０条に定める別記様式第１０の「備考」欄を参照すること。